

富山新港火力発電所石炭 1 号機リプレース計画
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成23年9月

北 陸 電 力 株 式 会 社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公 告 の 日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦 覧 場 所	2
(4) 縦 覧 期 間	2
(5) 縦 覧 者 数	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 開催日時	3
(2) 開催場所	3
(3) 来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する当社の見解	17

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成23年7月29日（金）

(2) 公告の方法

① 平成23年7月29日（金）付けで、下記の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

（別紙 - 1参照）

- ・富山新聞（朝刊17面）
- ・北日本新聞（朝刊 3面）
- ・北陸中日新聞（朝刊27面、富山版）
- ・朝日新聞（朝刊28面、富山県版）
- ・読売新聞（朝刊27面、富山版）
- ・毎日新聞（朝刊26面、北陸版）
- ・産経新聞（朝刊19面、富山版）
- ・日本経済新聞（朝刊35面、北陸版）

② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

- ・自治体の広報誌等への掲載（別紙 - 2参照）

広報いみず8月号（No.70） p. 20

- ・当社ホームページ（<http://www.rikuden.co.jp/>）に平成23年7月28日（木）より方法書の縦覧についての記事を掲載した。（別紙 - 3参照）

(3) 縦覧場所

自治体庁舎6箇所、当社事業所3箇所の計9箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・富山県庁 環境政策課 (富山市新総曲輪1番7号)
- ・射水市役所 大島庁舎 (射水市小島703番地)
- ・射水市役所 新湊庁舎 (射水市本町二丁目10番30号)
- ・射水市役所 下庁舎 (射水市加茂中部893番地)
- ・富山市役所 環境保全課 (富山市新桜町7番38号)
- ・高岡市役所 地域安全課 (高岡市広小路7番50号)

② 当社事業所

- ・エネルギー科学館 (富山市牛島町18番7号)
- ・高岡支社 (高岡市広小路7番15号)
- ・富山新港火力発電所 (射水市堀江千石1番地)

③ インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。(別紙 - 4参照)

(4) 縦覧期間

平成23年7月29日(金)から平成23年8月29日(月)までとした。

自治体庁舎及び当社高岡支社は平日の9時から17時まで、当社エネルギー科学館は月曜日を除く10時半から18時半までとした。富山新港火力発電所では土曜日、日曜日も含む9時から17時までとし、さらに縦覧期間終了後も平成23年9月12日(月)まで閲覧可能とした。

インターネットの利用による電子図書の閲覧は、縦覧期間中には常時アクセス可能な状況とした。

(5) 縦覧者数

総 数 28名（縦覧者名簿記載者数）

（内 訳）富山県庁	4名
射水市役所大島庁舎	2名
射水市役所新湊庁舎	0名
射水市役所下庁舎	0名
富山市役所	5名
高岡市役所	2名
北陸電力エネルギー科学館	11名
北陸電力高岡支社	0名
北陸電力富山新港火力発電所	4名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」（平成23年法律第27号）第七条の二の規定に基づき、施行前ではあるが、方法書の記載事項を周知するための説明会を自主的に開催した。説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関するお知らせ（公告）と同時に行った。

(1) 開催日時

平成23年8月10日（水）18時30分 ～ 20時20分

(2) 開催場所

高周波文化ホール（射水市新湊中央文化会館）小ホール（射水市三日曾根3番地23号）

(3) 来場者数

60名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成23年7月29日（金）から平成23年9月12日（月）まで

（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法（別紙 - 5参照）

① 縦覧場所に備え付けた意見箱への投函

② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は2通、意見総数は2件であった。

日刊新聞紙に掲載した公告

○平成23年7月29日（金）掲載

- ・富山新聞（朝刊17面）
- ・北日本新聞（朝刊3面）
- ・北陸中日新聞（朝刊27面、富山版）
- ・朝日新聞（朝刊28面、富山県版）
- ・読売新聞（朝刊27面、富山版）
- ・毎日新聞（朝刊26面、北陸版）
- ・産経新聞（朝刊19面、富山版）
- ・日本経済新聞（朝刊35面、北陸版）

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「富山新港火力発電所石炭1号機リブレス計画 環境影響評価方法書」を作成いたしましたので、次のとおり公告いたします。

平成二十三年七月二十九日
北陸電力株式会社 取締役社長 久和 進

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】

名称 北陸電力株式会社
代表者 取締役社長 久和 進
所在地 富山県富山市牛島町十五番号

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称 富山新港火力発電所石炭1号機リブレス計画
種類 ガスタービン及び汽力（コンバインド発電方式）
規模 四十万キロワット級（現状は二十五万キロワット）

【対象事業が実施されるべき区域】

北陸電力株式会社 富山新港火力発電所（射水市堀江千石番地）
及びその前面海域（約九十五万平方メートル）

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】

富山県射水市、富山市及び高岡市

【縦覧】

・縦覧場所
・富山県庁 環境政策課（富山市新総曲輪一番七号）
・射水市役所 大島庁舎（射水市小島七〇三番地）
・射水市役所 新湊庁舎（射水市本町二丁目十番三十号）
・射水市役所 下庁舎（射水市加茂中部八九三番地）
・富山市役所 環境保全課（富山市新坂町七番三十八号）
・高岡市役所 地域安全課（高岡市広小路七番五十号）
・北陸電力エネルギー科学館（富山市牛島町十八番七号）
・北陸電力高岡支社（高岡市広小路七番十五号）
・北陸電力富山新港火力発電所（射水市堀江千石番地）

二、縦覧期間
平成二十三年七月二十九日（金）から平成二十三年八月二十九日（月）まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。（エネルギー科学館は休館日を除きます。）
なお、富山新港火力発電所においては土曜日、日曜日、祝日もご覧いただけます。）
まご覧いただけます。

三、縦覧時間
九時から十七時まで

四、意見の提出
環境影響評価方法書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、事業者宛に書面にて意見書をお寄せ下さい。

五、意見書の記載事項
・氏名及び住所（法人その他の団体であつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
・意見書の提出の対象である方法書の名称
・方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

六、意見書の提出期限
平成二十三年九月十日（月）まで（当日消印有効）

七、意見書の提出先（お問合せ先）
〒九三〇一八六六 富山市牛島町十五番号
北陸電力株式会社 環境部環境調査チーム TEL〇七六四〇五二三三
八、ホームページでの縦覧
北陸電力株式会社のホームページにおいて平成二十三年七月二十九日（金）から平成二十三年九月十日（月）まで環境影響評価方法書をご覧いただけます。
「富山新港火力発電所石炭1号機リブレス計画 環境影響評価方法書」の説明会の開催について、以下のとおりお知らせいたします。

【説明会の日時・場所】
日時 平成二十三年八月十日（水） 十八時三十分から二十時三十分（予定）
場所 高岡文化ホール（射水市新湊中央文化会館小ホール 射水市三日曾根二二三）
（お問合せ先）北陸電力株式会社 環境部環境調査チーム TEL〇七六四〇五二三三・六三

自治体広報誌への掲載

・広報いみず8月号 (No.70) p. 20

北陸電力(株) 富山新港火力発電所石灰1号機リブレス計画に伴う環境影響評価方法書の縦覧案内	期間 7月29日(金)～8月29日(月)	縦覧場所 新湊・下庁舎(1階地区行政センター)、大島庁舎(3階環境課)
問合せ先 北陸電力(株)環境部環境調査チーム		
☎ 076-405-3263		

News Release



富山新港火力発電所LNG1号機開発計画に係る 環境影響評価方法書の届出・送付及び縦覧について

平成23年7月28日
北陸電力株式会社

当社は、本日(7月28日)、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、富山新港火力発電所LNG1号機開発計画に係る「富山新港火力発電所石炭1号機リブレース計画環境影響評価方法書」を経済産業大臣に届け出るとともに、富山県知事、射水市長、富山市長、高岡市長へ送付しましたので、お知らせいたします。

また、環境影響評価法に基づき、7月29日(金)より、同方法書の縦覧を以下のとおり行います。

1. 方法書の縦覧

(1) 縦覧場所

【関係自治体庁舎】

富山県庁

射水市役所(大島庁舎、新湊庁舎、下庁舎)

富山市役所

高岡市役所

【当事業所等】

エネルギー科学館(ワンダーラボ)、高岡支社、富山新港火力発電所

(2) 縦覧期間

平成23年7月29日(金)～平成23年8月29日(月)

(土曜日・日曜日・祝日を除く、エネルギー科学館は休館日を除く)

なお、富山新港火力発電所では、縦覧期間終了後も平成23年9月12日(月)まで土曜日・日曜日・祝日も含めご覧いただけます。

(3) 縦覧時間

各所とも午前9時～午後5時(エネルギー科学館は午前10時30分～午後6時30分)

(4) 電子縦覧

方法書は当社ホームページにおいてもご覧いただけます。

掲載URL <http://www.rikuden.co.jp/assessment/houhousyo.html>

2. 意見の提出

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、事業者宛に書面にて意見書をお寄せ下さい。

(1) 意見書の記載事項

- ・氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

(2) 意見書の提出期限

平成23年9月12日（月）まで（当日消印有効）

(3) 意見書の提出先・お問合せ先

〒930-8686
富山県富山市牛島町15番1号
北陸電力株式会社 環境部 環境調査チーム
TEL：076-405-3263

3. 方法書の内容

- （第1章）事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- （第2章）対象事業の目的及び内容
- （第3章）対象事業実施区域及びその周囲の概況
- （第4章）対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

4. 方法書説明会の開催

方法書説明会を以下のとおり開催いたします。

- (1) 日時 平成23年8月10日（水） 午後6時30分～午後8時30分（予定）
- (2) 場所 高周波文化ホール（射水市新湊中央文化会館）小ホール
射水市三日曾根3-23
- (3) お問合せ先
〒930-8686
富山県富山市牛島町15番1号
北陸電力株式会社 環境部 環境調査チーム
TEL：076-405-3263

以 上

添付資料：富山新港火力発電所石炭1号機リブレース計画環境影響評価方法書のあらまし
<http://www.rikuden.co.jp/assessment/attach/aramashi.pdf>

富山新港火力発電所
石炭1号機リプレース計画
環境影響評価方法書のあらまし

<写真提供 国土交通省 北陸地方整備局 伏木富山港湾事務所>

 北陸電力

はじめに

平素より、当社の事業活動に、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社は、このたび富山新港火力発電所石炭1号機をリブレースし、液化天然ガス（以下 LNG）を燃料とするコンバインドサイクル発電【LNG1号機】の建設を計画いたしました。

富山新港火力発電所石炭1号機（25万kW）は、富山新港共同火力発電所1号機として昭和46年に営業運転を開始して以来、約40年間にわたって安定運転を継続し、電力の安定供給に大きな役割を果たしてまいりました。しかしながら、当社で一番古い石炭火力ユニットであり、新鋭石炭火力に比べて熱効率が劣り、燃料転換をした改造ボイラーのため負荷追従性が遅い等、運用性が悪いことから廃止することとし、LNGを燃料とする高効率で環境負荷の少ない、当社初となるLNGコンバインドサイクル発電設備へリブレースすることといたしました。これにより、一層の電源多様化による安定供給の確保と、更なるCO₂排出量削減による低炭素社会の実現に貢献できると考えております。

本計画を進めるに当たりまして、環境への影響を調査、予測及び評価をするため、「環境影響評価法」及び「電気事業法」第46条の2に基づき、その調査方法などを記載した「環境影響評価方法書」を作成いたしました。

本資料は、そのあらまし等をご紹介しますものです。ご一読いただきまして、富山新港火力発電所石炭1号機リブレース計画について、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



対象事業の概要

● 対象事業の内容

原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）

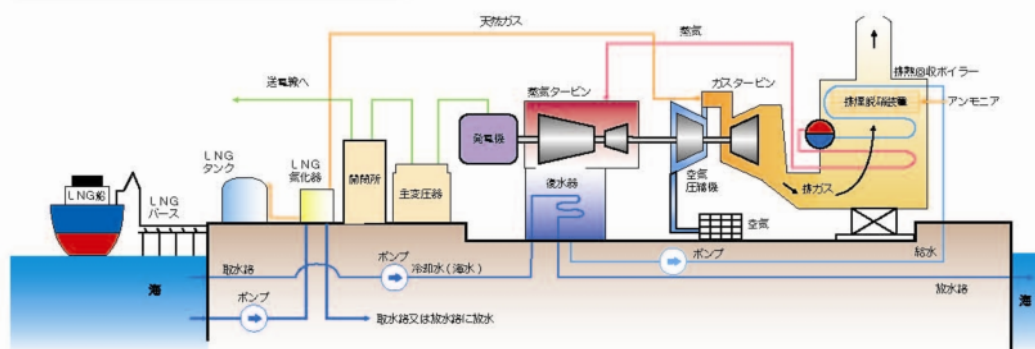
出力：40万kW級（現状：石炭1号機 25万kW）

燃料：LNG（現状：石炭1号機 石炭・重油）

所在地：富山県射水市堀江千石1番地

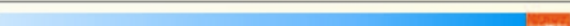
運転開始時期：平成30年度（予定）

● 発電設備の概要



- ① LNG船より受け入れた天然ガスを圧縮空気と混合して燃焼させ、膨張する力を利用して、ガスタービンを駆動させて発電を行う。
- ② ガスタービン出口の高温燃焼ガスを用いて排熱回収ボイラーにて蒸気を発生させ、蒸気タービンを駆動させて発電を行う。
- ③ 蒸気タービンの駆動に使用した蒸気は、復水器を通して水に戻し、再び排熱回収ボイラーに送って循環使用する。
- ④ 復水器で蒸気を冷やすために用いられた海水は、取水口から取水し、放水口から海域へ放水する。

● 工事工程

工 事 年 数	1		2		3		4		5	
工 事 月 数	0	6	12	18	24	30	36	42	48	
全 体 工 程	準備工事 開始		着工					石炭1号機 廃止	2号機(石油) 運転開始	LNG1号機 運転開始
準 備 工 事										
LNGバース 設 備 工 事										
L N G 燃 料 設 備 工 事										
発電設備工事										
2号機(石油) 燃焼 装置改造工事										

注：石炭1号機の設備は廃止するが、当面撤去はしない。

環境影響評価について

このたびの石炭1号機リプレース計画では、25万kWの石炭火力をガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）40万kW級のLNG火力とするため、環境影響評価法の第1種事業に該当することから、環境影響評価の手続きを行います。

今回の環境影響評価方法書は、環境影響評価を行うために必要な対象事業の概要、対象事業実施区域と、その周囲の概況及び環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法について記載したものです。

● 対象事業実施区域及びその周囲の概況把握

自然的状況	大気環境、水環境、土壌及び地盤、地形及び地質、動植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況について、既存の文献等を参考に現況を調査しました。
社会的状況	人口及び産業、土地利用、海域等の利用、交通、学校・病院・住宅等の配置、下水道の整備及び廃棄物の状況について、既存の文献等を参考に現況を調査しました。 また、環境保全を目的とした法令等による規制地域、規制基準についても状況を調査しました。

● 対象事業に係る環境影響評価の項目

環境影響評価を行う項目は、「発電所の設置又は変更の工事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号）に基づき、対象事業の特性と対象事業実施区域及びその周辺の地域特性を勘案して、右表のとおりとしました。

● 調査・予測の手法

発電所建設等の工事や運転によって影響が予想される大気や水質等について、文献調査及び現地調査により現況を把握したのち、数値計算等により影響を予測し、環境保全に対して配慮すべき事項を検討します。

● 評価の手法

調査及び予測の結果を踏まえ、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているか、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討し評価します。

また、国や地方自治体によって、環境基準や環境保全上の規制基準等の環境保全施策が示されている場合には、それらとの整合が図られているかを検討し評価します。

環境影響評価項目の選定表

影 響 要 因 の 区 分 環 境 要 素 の 区 分				工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用							
				工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形変化及び施設の存在	施設の稼働				資材等の搬出入	廃棄物の発生
								排ガス	排水	温排水	機械等の稼働		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫酸酸化物										
			窒素酸化物	○	○			○				○	
			浮遊粒子状物質										
			石炭粉じん										
			粉じん等	○	○								○
		騒音	騒音	○	○						○	○	
	水環境	水質	振動	○	○						○	○	
			水の汚れ						○				
			富栄養化										
			水の濁り		○	○							
			水温							○			
		底質	有害物質		○								
	その他	流向及び流速							○				
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地（海獣に生息するものを除く。）			○	○						
			海域に生息する動物				○			○			
	植物		重要な種及び重要な群落（海獣に生息するものを除く。）			○	○						
			海域に生育する植物				○			○			
	生態系		地域を特徴づける生態系										
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○						
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○								○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		産業廃棄物			○							○
			残土										
	温室効果ガス等		二酸化炭素					○					

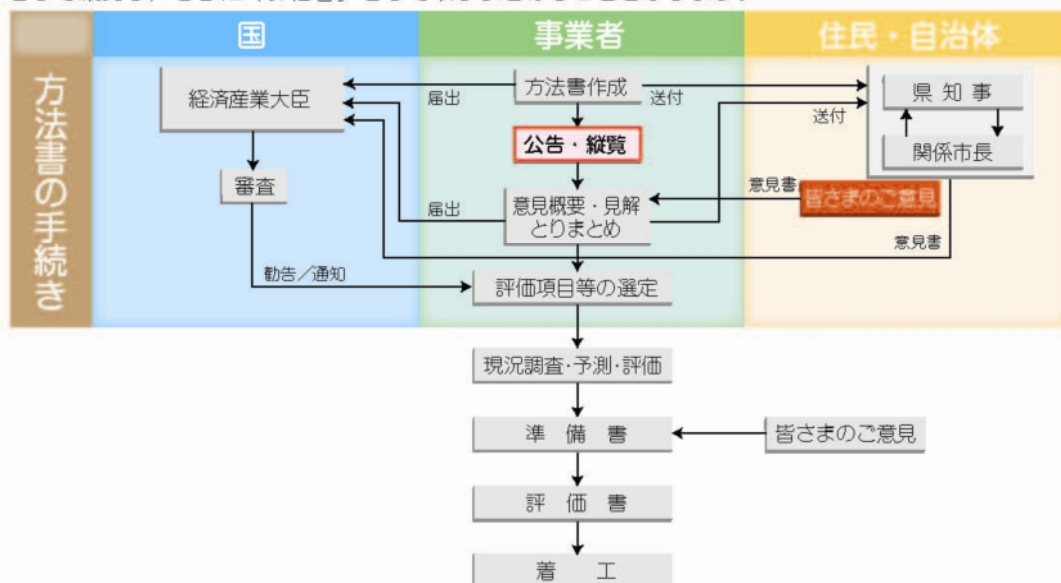
注：1.「 」は参考項目であることを示します。

2.「○」は参考項目のうち、環境影響評価の項目として選定するものを示します。

参考

● 環境影響評価手続きの流れ

法律に基づく環境影響評価の手続きは次のとおりであり、今回の「方法書」の縦覧は、赤枠の段階のものです。今後、皆さまのご意見をお聞きした上で調査・予測・評価を行い、その結果を「準備書」として縦覧し、さらに「評価書」として取りまとめることとなります。



● 方法書の縦覧について

場 所	期 間	時 間	備 考
富山県庁 射水市役所大島庁舎、新湊庁舎、下庁舎 富山市役所 高岡市役所	平成 23 年 7 月 29 日（金） ～8 月 29 日（月）	平日 9:00～17:00	
北陸電力エネルギー科学館 （ワンダーラボ）		月曜を除く 10:30～18:30	北陸電力エネルギー科学館は、月曜日は休館日となります。
北陸電力高岡支社		平日 9:00～17:00	
富山新港火力発電所（守衛所）	平成 23 年 7 月 29 日（金） ～9 月 12 日（月）	9:00～17:00	富山新港火力発電所では土曜日、日曜日、祝日も縦覧になれます。

以上、富山新港火力発電所石炭 1 号機リプレイス計画に係る環境影響評価方法書のあらまし等をご紹介いたしました。何卒、今回の環境影響評価の実施に、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

環境影響評価方法書に関するお問い合わせ先

北陸電力株式会社 環境部 環境調査チーム

〒930-8686 富山県富山市牛島町15-1
TEL 076-405-3263 FAX 076-405-0131




[お問い合わせ](#) | [サイトマップ](#) | [リンク集](#) | [English](#) | [検索](#)

[Hokuriku Electric Power Company](#) | [個人のお客さま](#) | [法人のお客さま](#) | [株主・投資家のみなさま](#)

[TOP](#) > [環境アセスメント電子縦覧](#) > 環境影響評価方法書


環境影響評価方法書

「富山新港火力発電所石炭1号機リプレース計画 環境影響評価方法書」

 [表紙・目次](#)

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

 [事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

第2章 対象事業の目的及び内容

 [2.1 対象事業の目的](#)

 [2.2 対象事業の内容](#)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

 [3.1 自然的状況](#)

 [3.2 社会的状況](#)

第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

 [4.1 環境影響評価の項目の選定](#)

 [4.2 調査、予測及び評価の手法の選定及び理由](#)

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図、5万分1地形図、20万分1地勢図、2万5千分1沿岸海域土地条件図、2万5千分1土地利用図及び空中写真を複製したものである。（承認番号 平23北複、第25号）

方法書の保存・印刷・転載・複製は固くお断りしております。

[▲ ページの先頭へ](#)

Copyright 2005 Hokuriku Electric Power Company. All rights reserved.
 | [アクセシビリティ](#) | [プライバシーポリシー](#) | [ご利用条件](#)

(NO.)

富山新港火力発電所 石炭 1号機リプレース計画
環境影響評価方法書に対する意見書

平成 23 年 月 日

(住 所)

(氏 名)

(連絡先)

環境影響評価法第 8 条の規定に基づき、環境保全の見地より、次のとおり意見を提出する。

【備考】

1. 意見書：住所氏名は、必ず記入してください。なお、1 枚目に記載できない場合は、複数枚をご使用ください。その際は、意見書右上の(NO.)にページをふり、2 枚目以降にも氏名、住所を必ず記入願います。(環境影響評価法施行規則第 4 条の規定により、必ず記入願います。)
2. 提出先：〒930-8686 富山県富山市牛島町 15 番 1 号
北陸電力株式会社 環境部 環境調査チーム
3. 提出期限：平成 23 年 9 月 12 日(月) [当日消印有効]

【注】

- ・ ご記入いただいた個人情報は、環境影響評価法に基づく手続きだけに使用し、他の目的に使用することはありません。
- ・ 当社では、個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入いただいた個人情報は適正に取り扱うこととしております。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は2件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づき、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	当社の見解
1	今回の対象施設からの大気汚染は一般には考え難いところである。 あるとすれば、煙突高が低い(60m)ことと、近辺(約1km)に比較的高い新湊大橋(50m)があることによって生ずる場合である。 この地域では東南東の風はほとんど吹かないので、有風時の位置関係による影響はないが、無風時で強い接地性逆転層が生じた場合の影響を確認しておく必要があると考える。 発生源濃度と両者間の距離を考えると杞憂に過ぎないようにも思うが。 また、白煙対策の有無(通常のボイラーと異なり、白煙は生じないのかもしれない)によっては、白煙の消長時間との関係も考慮する必要があるが、交通障害の可能性もチェックしておいた方が良いと思う。 現実的なシミュレーション条件を得るため、高層気象調査時には、接地性逆転層が頻繁に見られる晩秋から初春における適正な調査が求められる。逆転層の高度だけでなくその強度を十分に調査しておく必要がある。高層の逆転層はほとんど意味がありません。(環境に影響を与えないということ) L I D 高さとは有効煙突高を妨げることには留意されたい。さらに、接地性逆転層は24時間程度継続する場合も考慮されたい。又、事前調査でも新湊大橋中央点での測定を。 ここで指摘している事項は、年平均値、日平均値の98%値とは無縁のことです。 以上、ご参考までに	逆転層に関しては、方法書に記載のとおり、「N0xマニュアル」に示される方法等により、高層気象観測結果をもとに接地逆転、上層逆転に分けて整理し、予測濃度が最大になるケースで評価することとしています。その中で、建設中の新湊大橋への影響も含め、確認を行います。 なお、一般的には無風時で強い接地逆転層が生じた場合には、逆転層の上空に排出された排ガスによって逆転層内の着地濃度は上昇しないことから、新湊大橋への影響は小さいと考えられます。また、新湊大橋周辺は、海水の影響を受けるため顕著な逆転層の発生はないと考えられます。 白煙については、「発電所に係る環境影響評価の手引き」において、冷却塔を採用する場合の評価項目とされ、煙突からの白煙については、通常は環境保全上の支障が想定されないことから、評価項目とはされておりません。煙突の白煙発生による新湊大橋の交通への影響に関しては、LNG1号機の有効煙突高さ(風速6m/s時、約200m程度と想定)が新湊大橋(約50m)より十分高いこと、白煙の発生は気温の低い冬季に限られること、LNG1号機から新湊大橋の方向(東南東)の風の発生頻度が低いことから、交通に与える影響はほとんどないと考えていますが、今後の気象調査結果等を踏まえ、白煙が新湊大橋に影響を与える可能性について確認します。 高層気象観測に関しては、方法書に記載のとおり、季節毎に1週間連続した一定時間間隔の観測により、風向・風速、気温の鉛直分布を測定する計画としています。 この観測によって逆転層の発生高さ、逆転の強度を把握し、予測条件に反映させることとしています。 なお、高層気象は、本事業の対象事業実施区域内からGPSゾンデを放球して観測することとしています。

No.	意見の概要	当社の見解
2	第 4.2-6 図、水環境調査位置（水温・流況）を見ると、富山新港の港口を中心にして、西側に水温の調査点を多く設定してある。 周辺海域の水温状況を適切に把握するのであれば、東側にも調査点を追加すべきでないか。 とやま市漁協の共同漁業権（共6）の四方地先内付近でも測定して欲しい。	水温調査範囲は、富山新港火力発電所2号機（石油）増設時の温排水拡散予測範囲の1℃水温上昇域を包含する範囲等を参考に設定しています。 今回の石炭1号機リプレース計画では発電所からの温排水の量は54m³/sから55m³/sへ増加しますが、取放水温度差は8.4℃から8℃に減少し（石炭1号機では9℃のところをLNG1号機では7℃に減少）、放水口も既設の設備を流用する計画であることから、温排水拡散範囲は既設と同程度と考えられ、現在の設定は適切なものと考えておりますが、ご意見を踏まえ、調査点を追加いたします。なお、具体的な調査点の位置等については、今後検討いたします。